



肝ぞう通信

第 8 号 《 利用可能な制度について 》

お知らせ

肝疾患医療センターは、肝疾患に関する心配事や悩み事のご相談にお応えしています。当院では、総合相談室が窓口になっております。

場所：病院 1 階
総合相談室

受付時間：
平 日 9：00～15：00
土曜日 9：00～12：00
(第 2・4 土曜日除く)

次回号

テーマ：生理検査室
2 月 20 日発行予定

発行責任者

東海大学医学部附属病院
肝疾患医療センター長
加川 建弘

ウイルス性肝炎は、専門医による治療・検査を続けることが大切な病気です。ただ、治療を続けると医療費の負担が大きかったり、病状によっては仕事の制限を受けたりするなど、経済面・生活面でも心配に思われる方が多いのではないのでしょうか。

肝炎の方には、医療費の助成制度が多くあります。今回はその中から、肝炎治療医療費助成制度、定期検査費用助成、肝がん・重度肝硬変の入院医療費助成についてご紹介いたします。

○肝炎治療医療費助成制度

肝炎の治療にかかる費用が助成される制度です。

〈助成対象医療〉 インターフェロン治療、インターフェロンフリー治療、核酸アナログ製剤治療

〈自己負担額の上限〉

階層	自己負担上限月額
世帯の市町村民税(所得割)課税 年額が 235,000 円以上の場合	20000円
世帯の市町村民税(所得割)課税 年額が 235,000 円未満の場合	10000円

〈申請のポイント〉 医療費の助成は申請した月の 1 日から適用になります。治療開始する月、もしくは治療を始める前に必ず申請をしてください。